

## 練馬光が丘病院運営連絡協議会設置運営要綱

### (運営)

第1条 この要綱は、「公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の開設および運営に関する基本協定書」(平成24年3月30日締結)第11条に基づき設置運営する「練馬光が丘病院運営連絡協議会」(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (協議会の役割)

第2条 協議会は、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院(以下「病院」という。)の運営に係わる事項について協議を行うこととする。

### (組織)

第3条 協議会は、病院管理者が委嘱する次の各号の委員により組織する。

- (1) 練馬区民 4人以内
- (2) 練馬区議会議員 3人以内
- (3) 医療関係者 2人以内
- (4) 学識経験者 2人以内
- (5) 練馬区職員 2人以内
- (6) 病院職員 3人以内

2 病院長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長の設置等)

第5条 協議会に会長を置き、病院管理者がこれをつとめる。

2 会長は、協議会の会議を主宰し、協議会を代表する。

### (協議会の招集)

第6条 協議会は、病院管理者が招集する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、病院総務課が処理する。

### 附則

この要綱は平成24年6月1日から施行する。